

重 要 事 項 説 明 書

北斗園 指定居宅介護支援事業所



利用者

社会福祉法人 容山会

北斗園 指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態維持・改善を目的とし、目標を設定し計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、指定特定相談支援事業者と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及び提供地域

事業所名	北斗園 指定居宅介護支援事業所
指定番号	4771100015号
所在地	沖縄県国頭郡国頭村字辺土名 1692 番地
管理者	金城 恵子
電話番号	0980-41-3965
FAX番号	0980-41-3966
サービスを提供する地域	国頭村

(2) 事業所の職員体制

職種	従事するサービス種類・業務	人員
管理者 (主任介護支援専門員)	業務の一元的な管理	1名(兼務)
介護支援専門員	居宅介護支援の提供	2名(1名兼務)以上
事務職員	経理、従業者の健康管理、設備備品の管理に係る事務等庶務全般	1名(兼務)
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更希望の方は対応可能です。	

(3) 窓口開設時間

月曜日～金曜日	8時30分～17時30分(祝日及び12月31日～1月3日を除く) 電話番号:0980-41-3965⇒不在時携帯電話へ転送されます。
---------	-----------------------------------------------------------------------

3. 当事業所が提供するサービス

(1) 指定居宅介護支援の提供

①居宅サービス計画の作成

課題分析の方法は、沖縄県版共通アセスメント様式を使用します。

②居宅サービス事業者との連絡・調整

③サービス実施状況の把握・評価

④利用者状態の把握

⑤給付管理

⑥要介護認定申請に対する協力・援助

⑦介護保険施設への紹介

⑧相談業務

4. 入院時における医療機関との連携

もし入院された場合は、担当ケアマネージャーの氏名、当事業所の連絡先を入院先の医療機関へ伝えてください。

5. 平時からの医療機関との連携

ご利用中の事業所等から伝達された利用者の情報や、ケアマネージャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネージャーから主治医等に必要な情報伝達を行います。

6. 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者や家族はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求めると、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求められます。

7. サービス事業所の利用割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスの利用割合と事業所の利用割合については下記の通りです。

【対象期間：令和7年3月～令和7年8月】

*対象期間に作成したケアプランにおける、各サービスの割合

訪問介護	21.1%
通所介護	46.1%
地域密着型通所介護	36.9%
福祉用具貸与	60.0%

*対象期間に作成したケアプランにおける、事業所の割合

訪問介護	楚洲あさひの丘ヘルパーステーション 55.2%	訪問介護ひがし 36.8%	ヘルパーステーションいっしん 7.9%
通所介護	北斗園デイサービスセンター 100%		
地域密着型通所介護	楚洲あさひの丘デイサービスセンター 58.6%	トレーニングリハビリ国頭 41.3%	
福祉用具貸与	サトウ株式会社 48.2%	いやしの郷 34.7%	なぐ交じり 15.2%

8. ICTの活用

- (1) 居宅介護支援に関する書類について、交付、説明、同意、承諾、締結等、書面に代えて電磁的方法で行います。
- (2) 状態が安定している場合は、テレビ電話装置等を活用しモニタリングを行うことがあります。
- (3) 担当者会議等に、テレビ電話装置等を活用し実施することがあります。
 - *利用者が参加して実施するものについては、利用者の同意を得た上で行います。
 - *実施に当たっては「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守します。

9. 利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

- ・要介護認定を受けておられる方は、介護保険から全額給付されるため自己負担はありません。なお、当事業所は特別地域介護支援加算算定の事業所です。
- ・利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額（1か月あたり）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日保険者の窓口へ提出することで、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費（I i）	要介護1・2	10,860 円/月	
	要介護3～5	14,110 円/月	
初回加算		3,000 円/月	個々の状況に応じて算定される加算です。
入院時情報提供加算	(I)	2,500 円/月	
	(II)	2,000 円/月	
退院・退所加算	(I) イ	4,500 円/月	

(入院期間中 3 回まで)	(I) ロ	6,000 円/月
	(II) イ	6,000 円/月
	(II) ロ	7,500 円/月
	(III)	9,000 円/月
通院時情報連携加算		500 円/月
ターミナルケアマネジメント加算		4,000 円/月
緊急時等居宅カンファレンス加算 (月 2 回まで)		2,000 円/月

10. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき職員等の訓練を行います。

11. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

12. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、沖縄県介護保険広域連合、関係医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13. 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

14. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

15. 感染症及びまん延防止

感染症の予防及びまん延防止のため、委員会の開催、指針やマニュアルの整備を行うとともに、職員に対して研修を行います

16. 身体拘束の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用医者の心身

の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要事項を記録します。

17. 虐待防止

利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生または再発防止するため、指針やマニュアルの整備を行うとともに、職員に対して研修を行います。

虐待（疑いを含む）等が発生した場合は、速やかに国頭村包括支援センターへ通報し、対策並びに再発防止できるよう努めます。

18. 業務継続計画

感染症や自然災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

19. ハラスメント対策

事業者は、ハラスメントの対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、指針の周知・啓発、相談体制の整備などの措置を講じます。

20. 苦情相談窓口

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

※利用者及び家族からのサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：金城 恵子（管理者）

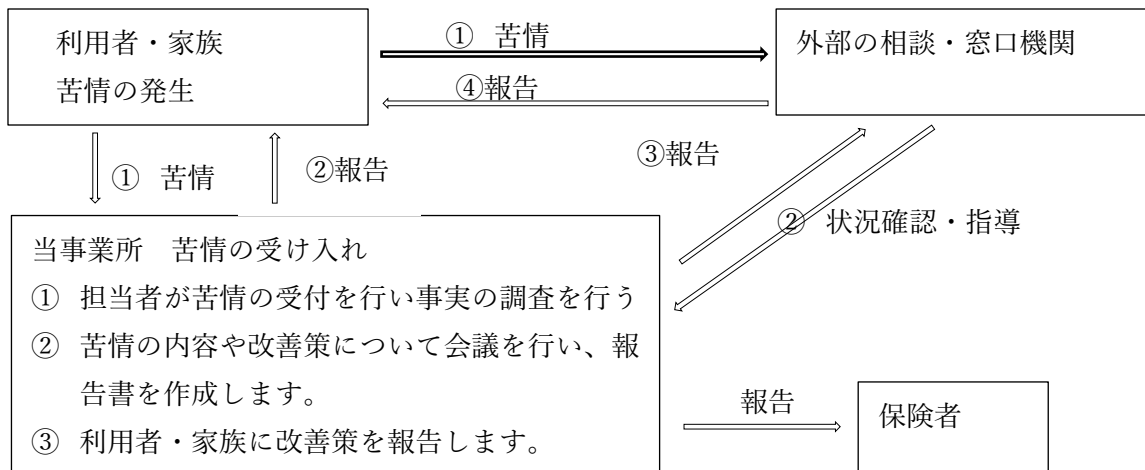
ご利用時間：月～金曜日 8時30分～17時30分（土日、祝祭日、12/31～1/3を除く）

ご利用方法： 電話 0980-41-3965

(2) その他の相談・苦情窓口

機 関 名	電話・FAX番号	受付時間
国頭村役場（福祉課）	TEL 0980-41-2765 Fax 0980-41-2914	8:30～17:15 （土日、祝祭日、12/29～1/3を除く）
沖縄県介護保険広域連合 （計画推進課 指導係）	TEL 098-911-7500 Fax 098-911-7506	8:30～17:15 （土日、祝祭日、12/29～1/3を除く）
沖縄県福祉サービス適正委員会	TEL 098-882-5704 Fax 098-882-5714	9:00～17:00 （土日、祝祭日、12/29～1/3を除く）
沖縄県国民健康保険団体連合会 （介護サービス苦情相談窓口）	TEL 098-860-9026 Fax 098-860-9026	8:30～17:30 （土日、祝祭日、12/29～1/3を除く）
社会福祉法人容山会苦情処理第 三者委員	氏名：大城正和	電話：090-3794-8790
	氏名：比嘉克己	電話：0980-54-1022

(3) 苦情の体制



21. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意または過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状態等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

22. 重要事項の変更について

介護保険において重要事項説明書の内容に変更が生じた際は、変更部分の内容を示す文書の交付を以て同意を得ることとします。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の開始に当たり、本書面を交付し重要事項の説明を行いました。

<事業者>

所在地 沖縄県国頭郡国頭村字辺土名1692番地

事業所名 北斗園指定居宅介護支援事業所
(指定番号 4771100015号)

管理者 金城 恵子

説明者

私は、本書面により、事業所から指定居宅介護支援サービスについて重要事項の説明を受け同意しました。

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____

<利用者代理人>

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄 _____)